

〔旧〕都道府県議会議員互助会規約（抄）

（注）この規約は、都道府県議会議員共済会の発足に伴い消滅したものであるが、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二条の規定により、下記条文だけは引き続き効力を有することとなるものである。

第二十四条（略）

- 2 前項に規定する標準報酬月額、会員である議員の報酬月額（年額をもって定められている場合には、その額を十二で除した額に相当する金額）に基づき、次の区分によって定める。

標準報酬月額	報酬月額	
40,000 円	45,000 円未満	
50,000	45,000 円以上	55,000 円未満
60,000	55,000 円以上	65,000 円未満
70,000	65,000 円以上	75,000 円未満
80,000	75,000 円以上	85,000 円未満
90,000	85,000 円以上	95,000 円未満
100,000	95,000 円以上	105,000 円未満
110,000	105,000 円以上	

附 則

（互助会の成立前における在職期間を有する者に関する経過措置）

- 4 昭和二十二年四月三十日から互助会の成立の日の前日までの間における在職期間を有する者に退職年金又は公務傷病年金を支給するときは、その年額から互助会の成立の日（互助会成立の日以後再就職し会員となつた者にあつては、その再就職した日）におけるその者の報酬月額に基づき、第二十四条第二項に規定する標準報酬月額の百分の五に相当する金額に当該在職期間の月数を乗じて得た金額（以下「納付金相当額」という。）の十分の一に相当する

金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額に達するまで行なうものとする。

- 5 前項の規定により、退職年金又は公務傷病年金の年額から控除を受けている者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その年額からその者に係る納付金相当額の二十分の一に相当する金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額から、同項の規定によりすでに控除した額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで行なうものとする。
- 6 第四項に規定する者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その年額から、その者に係る納付金相当額の二十分の一に相当する金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額の二分の一に相当する額に達するまで行なうものとする。